

# 社会福祉法人さくら学園 定款施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人さくら学園（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 理事会

### (議決事項)

第2条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・予算
- (2) 予算外の新たな義務負担
- (3) 事業報告・決算
- (4) 社会福祉施設の許認可関係
- (5) 施設長の任免、その他重要な人事
- (6) 基本財産の処分、担保提供等
- (7) 金銭の借入
- (8) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (9) 施設用財産に関する契約（200万円以上の契約）、その他重要な契約
- (10) 寄附金の募集に関する事項
- (11) 新たな事業の経営又は受託
- (12) 理事長個人と利益相反する行為となる事項の承認
- (13) 役員改選の都度、処遇、労務、財務、内部経理監査等担当の選任
- (14) その他、法人の業務に関する重要事項

### (報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款第24条の規定により理事長が専決した事項
- (4) 理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行状況
- (5) その他、法に定められた事項及び役員から報告を求められた事項

### (理事会の招集)

第4条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

- 2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付し保存するものとする。
- 4 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に供覧するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

### 第3章 監事

(監査の実施)

第8条 法人定款第32条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成後、速やかに実施するものとする。

- 2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。
- 3 監事は、前2項の監査を実施するときは、予め監査事項を定めておくものとする。

(監査の報告)

第9条 監事は監査終了後監査結果報告書を作成し、署名捺印の上理事長に提出するものとする。

### 第4章 役員の選任

(選任手続き)

第10条 理事長は、役員の任期満了直前の理事会において、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

- 2 理事長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。
- 3 次期役員の候補者となった者は、次期役員を選任する評議員会の当日までに就任承諾書を理事長宛に提出しなければならない。
- 4 理事長は、理事会の同意を得たうえで、選任された役員に対して委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第11条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、予め理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第12条 役員の欠員については、第10条の規定を準用する。

(役員名簿)

第13条 理事長は、役員選任後速やかに役員名簿を作成し、保存しておかなくてはならない。

## 第5章 評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、定例会と臨時会とに分けて、理事長が招集する。

2 定例会の時期及び審議に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 定時評議員会

ア 前年度の決算報告及び事業実績報告

イ その他、法人定款第10条に規定する事項

(2) 臨時評議員会

ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更

イ その他、法人定款第10条に規定する事項

(3) 3月評議員会

ア 当該年度予算の補正及び事業計画の変更

イ 翌年度の予算及び事業計画

ウ その他、法人定款第10条に規定する事項

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または、定款第12条第2項の規定に基づき評議員会の開催請求があったときに、理事長が招集する。

(評議員会の招集)

第15条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書等を添付するものとする。

(関係者の出席)

第16条 議長は、必要があると認めるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議長の議決権)

第17条 評議員会における議長の議決権は可否同数のときにのみ行使するものとする。  
したがって、評議員会は、過半数を超える出席者に1名を加えた出席数が議決に要する最小必要数となることに留意するものとする。

(議事録)

第18条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

- 2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案書等を添付し保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第19条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

(選任手続き)

第20条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

- 2 理事長は選考に当たり、次期評議員となるべき者から事前に履歴書を徴するものとする。
- 3 次期評議員の候補者となった者は、次期評議員を選任する評議員選任・解任委員会の当日までに就任承諾書を理事長宛に提出しなければならない。
- 4 委員長は、理事会の同意を得たうえで、選任された評議員に対して委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第21条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第22条 評議員の欠員補充については、第20条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第23条 理事長は、評議員選任後速やかに役員名簿を作成し、保存しておかなくてはならない。

## 第6章 事務の専決

(事務の専決)

第24条 理事長又は施設長が専決できる事項は、別表1のとおりとする。

(専決の報告)

第25条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

付 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

## 【 別表1 】

### 理事長専決事項

1. 職員（施設長及び臨時職員を除く）の任免に関する事
2. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
3. 債券の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
4. 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
5. 物品・食料品等の買入について、200万円未満の契約を締結すること
6. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で1件200万円未満のもの
7. 運用財産（土地、建物及び補助始業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が、1件500万円未満のものの処分に関するもの
8. 予算上の予備費の支出
9. 利用者の日常の処遇に関する事
10. 利用者の預り金の日常の管理に関する事
11. 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
12. 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
13. 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
14. 職員の昇給・昇格に関する事
15. 各種証明書の交付に関する事
16. 行政所轄庁からの照会に関する事（定例または軽易な事項を除く）

### 施設長専決事項

1. 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
2. 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
3. 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
4. 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
5. 臨時職員の任免に関する事
6. 臨時職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
7. 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された、1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること
8. 収入（寄附金を除く）事務に関する事
9. 利用者の預り金の管理に関する事
10. 行政所轄庁からの照会に関する事（定例または軽易な事項に限る）
11. その他定例または軽易な事項